

神奈川県立横浜桜陽高等学校施設開放要綱

1 趣旨

神奈川県立学校開放事業実施要領により、県立横浜桜陽高等学校における開放事業の詳細を定める。

2 運営委員会の設置について

別に定める会則により、地域住民の代表を含めた「県立横浜桜陽高等学校開放事業運営委員会」を設置する。

3 開放時間及び開放施設

| 開放施設 | 開放日及び時間 |
|--------|--------------------------------|
| テニスコート | 日曜日 : 午後 1時00分から 午後 5時00分まで |
| 体育館 | 平日・土曜日 : 午後 7時00分から 午後 9時00分まで |
| | 日曜日 : 午後 1時00分から 午後 5時00分まで |
| 武道場 | 平日・土曜日 : 午後 7時00分から 午後 9時00分まで |
| | 日曜日 : 午後 1時00分から 午後 5時00分まで |

※12月28日から1月4日までを除く。

※日曜日の午後については、原則開放日として開放を優先する。ただし、学校行事、部活動公式試合等、校長が特別に必要と認める行事がある場合は、開放しない場合がある。

※上記以外の時間帯（土曜日・日曜日・祝日等）においても、学校運営に支障のない範囲で利用を認める場合がある。

4 貸出用具等について

| 開放施設 | 運動種目 | 貸出用具等 |
|--------|----------------|-------------|
| テニスコート | テニス | 支柱2組、ネット2張り |
| 体育館 | バスケットボール（2面まで） | |
| | バレーボール（2面まで） | 支柱、ネット |
| | バドミントン（6面まで） | 支柱、ネット |
| | 卓球（8台まで） | 支柱、ネット |

※その他利用可能なもの

テニスコート…コートブラシ

体育館…モップ

5 手続

(1) 申込

ア 県内在住者または在勤者が利用希望日の属する月の前月の5日（5日が休日等の時は前開校日）までに申し込みを行ってください。

イ 当年度初めて利用申し込みをするとき及び記載内容に変更が生じたときには「利用者名簿」を提出してください。

(2) 利用の決定

校長は、原則毎月前月の15日までに利用決定を行い、利用の調整結果を明記して、利用者に施設利用承認書を交付します。また承認書の郵送を希望される方は返信用封筒に切手を貼って申し込みを行ってください。

※ 利用団体責任者は成人とし、利用にあたっては原則として参加してください。
なお、次の事実が判明した場合は、以後の利用や申込ができなくなることがあります。

ア 虚偽の内容に基づいて申込をした場合

イ 利用状況不良のとき、また施設利用日誌の記入又は提出がない場合

ウ その他、校長が不相当と認めた場合

(3) その他

大会開催など校長が特別に必要と認める場合は上記手続きによらず、利用を認める場合があります。

(4) 利用上の注意

利用団体責任者は、当日事務室にて施設利用承認書を提示し、必要な施設の鍵等を受領し、指定の出入口から入場してください。指定時間終了後は、施設利用日誌に必要事項を記載し、当該施設を清掃したうえ、施錠し、鍵等と日誌を所定の場所に返納した後、退出してください。

(5) 保険の加入について

利用者の皆様には、万が一の事故に備えて、あらかじめ保険の加入をお勧めしています。

6 その他

(1) 共通の注意事項

ア 利用時間を守ってください。

イ 利用後、電気は必ず消灯してください。

ウ 施設・用具等は丁寧に使用し、利用後は元の位置に戻してください。

エ 施設、用具等の破損については、速やかに「施設・設備破損届」を提出してください。弁償していただく場合もあります。

オ 利用承認施設以外の場所には、立入禁止とします。

カ 利用後は清掃し、ゴミ等は放置せずお持ち帰りください(校内のゴミ箱に捨てないでください)。

キ 貴重品の管理は、各利用団体でお願いします。

ク 車両は、所定の駐車場に停めて、グラウンド内には乗り入れないでください。

ケ 履物は、利用の内容(体育館、テニスコート)に適したものを利用してください。

コ 更衣室はありませんのでご承知ください。

サ 利用中の事故等については、その団体の責任において適切に処置してください。

シ 利用を中止するときは、前もって(当日でも可)連絡をしてください。

ス 学校敷地内は全面禁煙です。

セ 利用中は門扉を閉めてください。

ソ 利用中に異常な事態に気づいたときは速やかに警察等の関係機関に連絡してください。

警察110番や消防119番に連絡した場合、その他必要と考えられる場合には学校に報告してください(施設利用日誌への記入及び学校警備員等に連絡など、緊急時連絡先参照)。

タ 自動体外式除細動器(AED)は事務室前に設置されており、心停止の際には、利用者の皆様にも簡単な操作でお使いいただけますので、施設を利用される際には必ず設置場所を確認いただきますようお願いいたします。

チ 児童・生徒が利用する場合、利用責任者は、学校施設への行き帰りに関しても、複数での行動を呼びかけるとともに、集合・解散時刻をあらかじめ定めるなど、安全対策を講じてください。

ツ 大会開催等で、登録団体以外の利用者がある場合は上記の注意事項を徹底していただくほか、車両に関しては、決められた場所に決められた台数までとします。

(2) 体育館の注意事項

- ア 電気料は、納付期限内に必ず納めてください。
- イ 省エネのため、卓球場を使用しない場合は卓球場の電気を点けないでください。
- ウ 利用後はモップで清掃してください。
- エ 利用後は、戸締まり、鍵の施錠(体育館4か所、午後7時以降に利用時間がある場合は正門も含む)は厳守してください。

(3) 武道場の注意事項

- ア 戸締まり、鍵の施錠(2 か所、午後7時以降に利用時間がある場合は正門も含みます)は厳守してください。

(4) テニスコートの注意事項

- ア 雨などでコートの状態が不良の場合は利用しないでください。
- イ 利用後は、コートブラシ(本校施設のみ)で整備をしてください。

(5) その他詳細については、学校の指示に従ってください。

緊急時連絡先

○緊急の場合は次の関係機関にご連絡ください。

- ・警察 110
- ・消防 119
- ・病院

(平日) 生協戸塚病院 連絡先 045-864-1241

戸塚共立第一病院 連絡先 045-864-2501

(土日祝) 横浜市救急医療情報センター 連絡先 045-201-1199

(夜間) 横浜市救急医療情報センター 連絡先 045-201-1199

○110番や119番に連絡した場合、その他必要と考えられる場合は、学校職員もしくは学校警備員に連絡を入れてください。

※夜間で学校職員等がない場合は、セコム(株) 045-312-7330
にご連絡ください。

付記 本要綱は平成18年 7月20日から施行するものとする。

付記 本要綱は平成19年 3月 5日から施行するものとする。

付記 本要綱は平成20年 7月11日から施行するものとする。

付記 本要綱は平成21年 1月 1日から施行するものとする。

付記 本要綱は平成21年 8月 1日から施行するものとする。

付記 本要綱は平成24年 4月 1日から施行するものとする。

付記 本要綱は平成29年 8月14日から施行するものとする。

付記 本要綱は平成30年 5月 1日から施行するものとする。